

1 宝塚市定員管理の方針及び宝塚市定員適正化計画の策定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ DXの専門職は定員に含まれているのか。  
⇒ どのような雇用形態とするかまでは決めていないが、恐らく非常勤の特別職になると思われる。非常勤の特別職であれば定員には含まれない。
- ・ 高年齢層職員の活用について、「高年齢層職員の持つ経験や専門的知識を生かす職域を検討し、活用する」とあるが、どのようなイメージか。  
⇒ 高年齢職員をどの部署に配属するかは今後の人事異動の中で検討していくが、その方の経験やノウハウを十分に生かすことができるような配置を考えたいと思っている。
- ・ 職種別職員数の増減において技術職が△2.16%となっているが、今後のインフラへの対応を考えると技術職の拡充は必須と思われる。技術職が減となっている理由は何か。  
⇒ 職員数についてはあくまでも定数を定めているだけであり、職種別の職員数までは定めていないため多少増減はある。また、技術職についてはこちらが求める基準を満たす方の応募が少ないのも実態としてある。
- ・ 前回は職員定数条例の改正をして計画の定数を1,652人と定めていたが、それに到達しなかった理由は何か。  
⇒ 本市職員数と類似団体の職員数平均の推移でも分かるように、本市は類似団体と比較し職員数が少なかったが、近年では類似団体もスリム化し、令和2年度の単純値においては本市の方が若干上回っている。職員定数条例は1,652人としているが、類似団体との比較等において下回っている理由を説明していきたい。
- ・ 今後、職員定数条例に基づく定員管理はどのように行っていくのか。  
⇒ 職員定数条例は上限を定めるものであり、計画上は令和4年度に増を目指しているが、実態に合わせて上限を下げてしまうと今般の新型コロナウイルスのように急な業務増による緊急対応が必要な際に職員の数が足りなくなる可能性がある。実態の数としては定員適正化計画で管理していくが、上限数は引き続き職員定数条例で実態より少し多い数を定めておく。
- ・ 「職員数の推移を踏まえて、必要に応じて宝塚市職員定数条例の見直しを行う。」とあるが、どのような場合に見直しを行うのか検討が必要である。
- ・ 事務事業の成果の検証については、業務委託の推進だけではなく、DMI等も含めた新しい取組を入れておく方が今の時代に合っているのではないかと感じた。
- ・ 第1 方針の趣旨の中で、「令和3年4月時点の本市職員数は前年度を下回ることになり」とあるが、現時点では充足されていることから、あえて記載する必要がないのでは

ないか。

⇒ 記載内容について再度検討する。

- ・ 第1 方針の趣旨の中で、「行政サービスの担い手が不足することが予測されることから、今後は、職員数の抑制を図っていく必要がある」とあるが、内容が矛盾しているように思う。例えば、DX等も織り交ぜながら、その後の文章と整合するような表現とした方が良い。

⇒ 記載内容について再度検討する。

- ・ 定員適正化計画の「6 実数職員数の見通し」で「各年」とあるが、「各年度」の方が分かりやすいのではないか。

⇒ 修正する。

- ・ 定員管理方針について、第1 から第3 までのどの項目が方針なのか分かりにくい。第2 あたりが方針ではないかと思うが、項目名も含めて再度検討した方が良い。

⇒ 項目名も含めて再度検討する。

## 2 第1 1 次宝塚市交通安全計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 講じようとする施策の道路交通環境の整備のうち、主要な道路における歩道等のバリアフリー化や無電柱化の推進について、現在の取組状況はどうか。

⇒ バリアフリー化については交差点部のポイント毎に取り組んでいるが、連続的に実施するには財源との兼ね合いもあり、国からの交付金によるところが大きいいため、なかなか進んでいないのが現状である。限られた財源を有効に活用するため、本当に必要な箇所を洗い出し、適宜適切に実施していきたいと考えている。無電柱化については、現在、市道で施工している路線は無いが、県道では生瀬門戸荘線について着工されている。

- ・ 市道の無電柱化は難しいか。

⇒ 無電柱化については災害緊急路確保の観点から国からも推奨されているが、財源のこともあり市単独施工は難しい。県道については災害時の緊急輸送路に指定されていることから優先して実施されている。

- ・ 概要版の基本的な考え方に新型コロナウイルス感染症の影響の注視とあり、また、本編には交通行動への影響が認められるとあるが、交通行動への影響とは何か。

⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響により交通機能に変化したことでライフスタイルも変化していることから、新型コロナウイルスのことについても本計画で記載した。なお、本計画は国及び県の計画に沿って作成しており、県の計画においても当該記載があったことから本市の計画でも記載している。

- ・ 通学路の安全対策についてはどのような措置を講じてきたのか。また、講じる予定なの

か。

- ⇒ 小学校の通学路については学校教育課が主となり危険個所の洗い出しを行い、どのような対応が出来るかということを防犯交通安全課と道路管理課を交えて、協議、検討し少しずつ改善している。今後は、教育委員会と連携しながら小学校を中心に交通安全活動、啓発活動に取り組み、いずれは高校まで広げていきたいと考えている。
- ・ 昨今、電動機付きの自転車が増えており、歩道でも危険な場面をよく見かける。自転車の安全利用に関する条例の中でも電動機付きの自転車の取扱いや位置付け、制限等について検討する必要があるのではないか。
- ⇒ 確かに電動機付きの自転車等の新しい交通用具が増えており、今までに無かった事故が増えている。条例改正するかどうかは今後の検討事項になるが、電動機付きの自転車に係る注意事項については、今後、啓発活動の中で特出しするなどして周知していきたい。
- ・ 通学路の安全対策に係る意見については懇話会だけでなく、そのような活動をされている団体からも意見を聞いた方が良いと思う。
  - ・ 計画期間については令和3年度から令和7年度の5年間とのことだが、実際に策定するのは令和3年度末であることから、実質的な計画期間は4年間である。国や県の計画に沿って策定しているため一定仕方無いが、他市もこのようなスケジュール感で策定しているのか。
- ⇒ 県の計画が7月に公表されるため、そこから作業を始めると策定できるのがどうしても年度末あたりになってしまう。西宮市は今回から策定時期を令和4年4月からの5年間としていることから、本市においても次回以降は計画期間について検討したいと考えている。
- ・ 計画期間については国や県に合わせるとどうしても遅れてしまう。他市の状況も参考にしながら、今後検討してほしい。
  - ・ 市内の通学路における危険個所はどれぐらいあるのか。
- ⇒ 路線としてどれぐらいあるのかまでは把握できていないが、毎年、教育委員会と連携して実施している通学路の安全点検の中で指摘があった箇所については改善を図っている。
- ・ 最近、市職員の物損事故等が多いため、各部局注意喚起を行うようお願いする。
  - ・ 自転車のヘルメット着用について条例では努力義務としているが、市職員の着用率が低い。通勤等で自転車を利用する市職員については積極的に着用するよう各部局注意喚起をお願いする。
  - ・ 自動車メーカーが交通事故等のビッグデータを保有している等、この分野はデータ分析が可能であり、かつ有効であると感じている。概要版の対策を考える視点の中にも、「交通実態や交通事故の詳細な分析による効果的な対策の実施」とあることから、今後はDX等により研究、検討を進めていただければと思う。

3 宝塚市気候非常事態宣言（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告）

【報告】 環境部

【質疑等】 なし